

令和 6 年度第 3 回大船渡市スポーツ推進審議会

書面開催

1 報 告

- (1) 第 1 号 大船渡市スポーツ推進計画中間見直しについて
- (2) 第 2 号 大船渡市スポーツ施設整備基本計画中間見直しについて

2 協 議

- (1) 第 1 号 令和 6 年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について
- (2) 第 2 号 令和 7 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について
- (3) 第 3 号 令和 7 年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

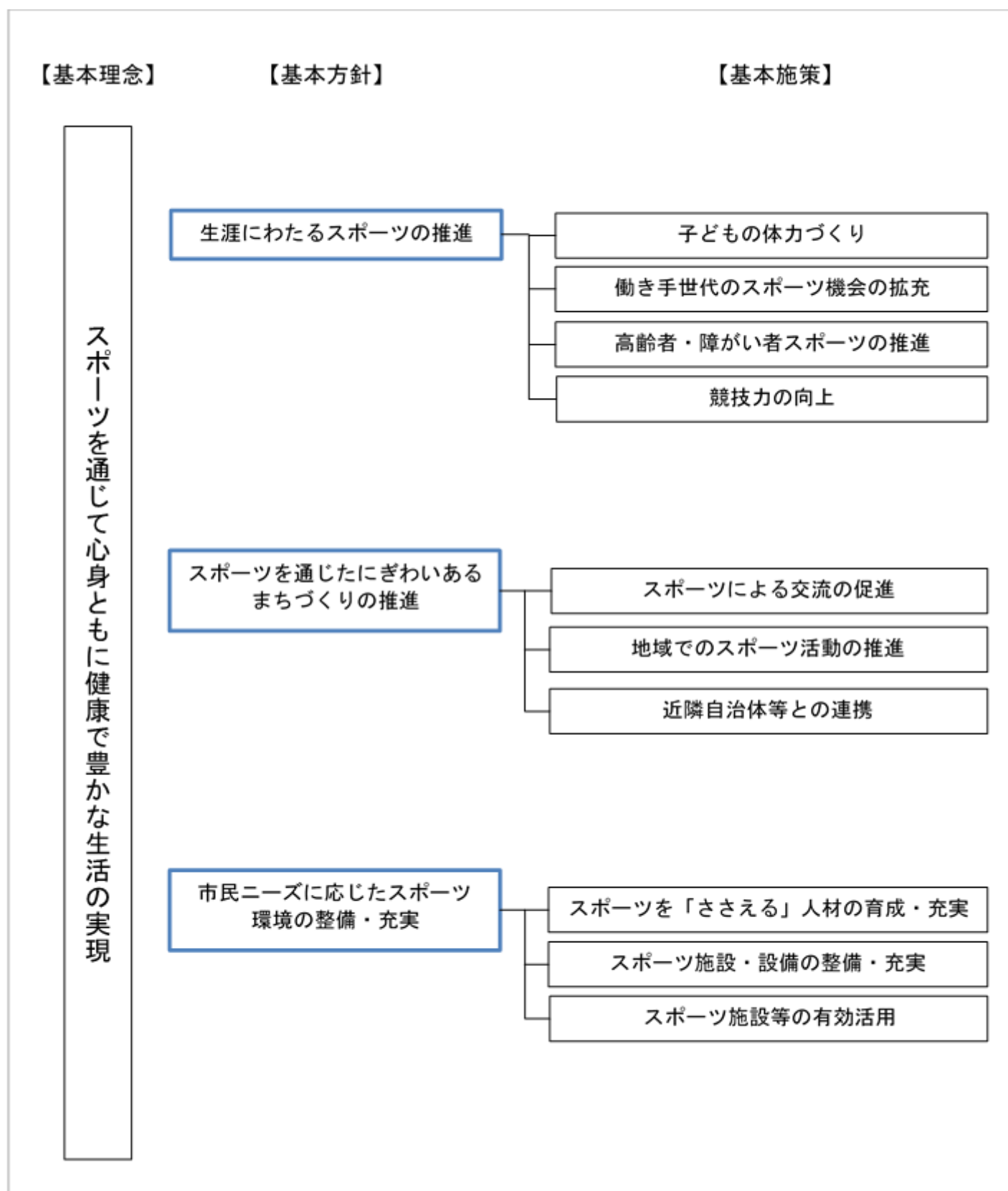
大船渡市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：委嘱の日から令和８年３月３１日まで

氏 名	団体・役職	委嘱区分
東 芳 江	大船渡市スポーツ推進委員協議会副会長	学識経験者
川 畑 純	スポーツ施設等利用者	公募
木 下 淳	スポーツ施設等利用者	公募
金 野 乃 士	大船渡商工会議所常議員	学識経験者
熊 谷 侑 希	スポーツ施設等利用者	学識経験者
栗 村 安 弘	一般財団法人大船渡市スポーツ協会副会長	学識経験者
谷 山 誠 志	大船渡市スポーツ少年団本部長	学識経験者
新 沼 良 治	大船渡市地区公民館連絡協議会副会長	市教育機関の職員
渡 邊 千 鶴	スポーツ施設等利用者	学識経験者
渡 辺 信 子	綾里小学校長	市教育機関の職員

(五十音順)

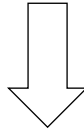
スポーツ推進の施策の体系（大船渡市スポーツ推進計画より）



2 協議

第 1 号 令和 6 年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について

基本方針 (1) 生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
スポーツ教室開催事業	5 ～ 2 月	様々な年代を対象に陸上競技等のスポーツ教室を開催（4 ページ参照）
スポーツ少年団活動支援事業	通年	スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成等を実施
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放（5 ページ参照）
市民体力測定会	10 月 22 日	市民を対象とした体力測定会を実施 18 人参加
ファミリーウォーキング	10 月 20 日	親子参加型のウォーキングイベントを実施 大船渡リバーサイド散策コース（約 8 km）で開催 89 人参加
全国大会等出場奨励事業	通年	東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付 4 団体 17 個人 205,000 円（令和 7 年 2 月末時点）交付
スポーツ功労者等顕彰事業	通年	競技団体等の発展に貢献した方や優秀な成績を収めた選手を表彰 栄光賞：1 団体 1 個人
スポーツ協会加盟団体活動支援事業	通年	加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進 1,500 千円（25 団体×60 千円）助成
選手強化助成事業	通年	競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成 570 千円（19 団体×30 千円）助成
岩手県民体育大会選手派遣支援事業	通年	県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進 19 競技、218 人の選手を派遣 1,517,825 円助成



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基準値	実 績	
			R05	R10	H30	R05	R06
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ	「日頃から継続してスポーツを行っている」市民の割合 (市民意識調査)	17.0%	19.0%	15.5%	13.2%	15.6%
		スポーツ施設等の延べ利用者総数 (5 ページ参照)	260,500 人	245,000 人	276,406 人	219,367 人	189,630 人※
総括及び 今後の 方向性	令和6年度は、施設利用者が減少傾向にある一方で、学校体育施設の一般利用者の増加が見られたほか、各種諸事業を実施し、働き手世代のスポーツ機会を維持することができた。 また、東北大会等の上位大会へ出場を果たした個人や団体があったことから、各競技における競技力の着実な向上が図られた。 来年度は、課題となっている高齢者の運動環境整備に向け、健康推進課で実施している「健康づくり座談会」等内外の関係機関と連携し、高齢者を中心とした市民の「身近」で「手軽」な運動環境づくりに向けて取組を進める。 < 課題 > ・ 働き手世代を中心としたスポーツ機会の増加 ・ 高齢者の運動環境整備						

※ R 7. 2 月末時点

令和6年度スポーツ教室の開催状況

種 目	回数	期 日	対 象	会 場	参加者数（人）					
					令和5年度			令和6年度		
					男	女	計	男	女	計
ジュニア 陸上教室	10	5/8 ～7/31	小学4年生 ～6年生	大船渡小学校 グラウンド	7	11	18	18	24	42
剣道	10	5/22 ～6/21	園児 ～一般	市民体育館	8	7	15	14	17	31
グラウンド・ ゴルフ	1	6/16	小学4年生 ～一般	盛川河川敷公園	18	18	36	4	13	17
キッズ・ジュニア テニス	6	6/2 ～7/28	小・中学生	市民テニスコート	12	1	13	8	3	11
テニス	8	7/9 ～9/10	中学生以上	市民テニスコート	7	14	21	7	10	17
柔道	6	7/30 ～8/11	園児 ～小学生	時習館	5	3	8	4	0	4
弓道	10	10/21 ～11/22	小学6年生 ～一般	弓道場	-	-	-	1	5	6
ノルディック ウォーキング	3	10/29 ～11/12	一般	盛川河川敷周辺	-	-	-	4	5	9
スキー	2	1/26 2/9	小学生	網張温泉スキー場	4	3	7	4	2	6
スポーツ体験会 バレーボール ソフトテニス 卓球 ラグビー	1	2/24	小学生	市民体育館	28	20	48	20	26	46
(10 教室)					92	84	176	84	105	189

スポーツ施設等の利用状況

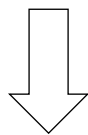
(単位：人)

施 設 名		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 ※R7.2月末時点
体育センター		286	163	190	102	84
市民体育館		30,411	62,295	55,949	47,754	34,943
市営球場		2,854	2,986	5,916	5,258	4,010
市民テニスコート		33,265	19,369	18,027	16,567	11,076
市民弓道場		110	233	554	784	752
田中島グラウンド		1,043	1,701	536	775	715
赤崎グラウンド		19,925	20,243	19,543	21,743	16,537
三陸体育館		3,059	3,251	3,663	2,940	1,603
三陸 B&G 海洋セン ター	体育館	4,710	4,005	4,298	3,625	2,812
	プール	1,207	—	—	—	—
三陸総合 運動公園	グラウンド	6,839	5,838	7,040	6,252	5,503
	テニスコート	3,583	1,116	970	1,126	975
山村広場		1,466	1,216	2,272	3,075	2,450
盛川河川 敷公園	少年野球場	391	175	199	130	210
	多目的広場	13,882	16,541	15,945	13,804	11,100
堀川グラウンド		1,210	1,435	1,450	1,547	1,544
学校開放（15校）		83,218	80,734	92,995	87,736	89,549
茶屋前緑地公園			3,264	4,828	4,127	3,807
合 計		207,459	224,565	234,375	217,345	187,670

参考

大船渡東高校	1,886	2,073	2,619	2,022	1,960
--------	-------	-------	-------	-------	-------

基本方針 (2) スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
市民体育大会	6 ～ 2 月	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催（8 ページ参照）
高齢者スポーツ交流大会	9 月 29 日	各地域の老人クラブ対抗による、ニュースポーツを通じた交流大会 56 人参加
スポーツ少年団交流大会	11 月 23 日	綱引き、大縄跳び、スポーツリバーシ（シークレット競技）を実施 7 チーム、180 人参加
ニュースポーツ・フェスティバル	2 月 11 日	様々なニュースポーツの普及等を目的とした交流大会 90 人参加
大船渡新春ロードレース大会	1 月 12 日	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会 ロードレース 321 人、駅伝 171 チーム、684 人参加
大船渡ポートサイドバレーボール大会	9 月 13 ～14 日	バルセロナ五輪に出場した本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催 36 チーム、360 人参加
スポーツ推進委員設置運営事業	通年	実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会等に派遣
地域公民館対抗卓球大会	2 月 2 日	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催 9 チーム、33 人参加
東京 2020 オリンピックレガシー継承事業	11 月 16 ～17 日	16 日に 3x3 バスケットボールクリニック、17 日に 3x3 バスケットボール OFUNATO CUP2024 大会を開催 クリニック 6 団体 65 人、大会 14 チーム、51 人参加
大船渡アスリート応援団事業	通年	千葉ロッテマリーンズに所属する佐々木朗希選手をモデルケースとして、当市にゆかりのあるアスリートを SNS 等を通じて応援・激励 ・ 5 月 3 日 デンソーテンレッドフェニックスによるバレーボール教室開催 8 チーム 48 人参加 ・ 7 月 30 日 千葉ロッテマリーンズ主催大船渡市冠協賛試合「三陸・大船渡パーフェクトナイター」（於 ZOZO マリンスタジアム）開催 観客数 26,523 人 ・ 9 月 2 日 寺澤光介選手出場パリ 2024 パラリンピック競技大会トライアスロン競技パブリックビューイング開催 100 人参加 ・ 2 月 8 日 寺澤光介選手講演会開催 100 人参加
スポーツ合宿支援事業	通年	スポーツ合宿の誘致・助成を実施 ・ 盛岡南高校女子バスケットボール部 7 月 29～31 日 2 泊 3 日 16 人 ・ 一関修紅高校男子バレーボール部 8 月 6～9 日 3 泊 4 日 29 人

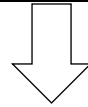


対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R05	R06
市民等	交流人口の拡大を図る	大船渡新春ロードレース大会の参加者数	1,700人	1,800人	1,656人	1,082人	1,125人
		大船渡市スポーツ合宿支援補助金の対象団体数・人数	3団体 60人	5団体 250人	0団体 0人	2団体 176人	2団体 118人
総括及び今後の方向性	令和6年度は、9月に大船渡ポートサイドバレーボール大会を、1月には大船渡新春ロードレース大会を開催するなど、スポーツイベント開催機会の安定化を図るとともに、にぎわいのあるまちづくりに向け、諸事業に取り組むことができた。 特に大船渡アスリート応援団事業の一環として実施した、5月のデンソーテレンレッドフェニックスを迎えてのバレーボール教室、7月のZOZOマリンスタジアムにおける千葉ロッテマリーンズ主催大船渡市冠協賛試合、9月の寺澤光介選手出場パリ2024パラリンピック競技大会トライアスロン競技パブリックビューイング、2月の寺澤光介選手講演会の開催については、参加者や関係者から高い評価を得ており、スポーツ振興やシティプロモーションに一定の成果をあげるなど、スポーツを通じたまちづくりの推進において、さらなる振興の可能性を見出すことができた。 今後、大船渡アスリート応援団事業を中心に、スポーツを通じた新たなにぎわいの創出や交流の更なる推進を図るとともに、近隣自治体との連携により、スポーツ合宿の取組を拡充するなどしながら、交流人口の拡大にも寄与する。 <課題> ・ 近隣自治体等の広域連携推進 ・ スポーツ合宿誘致、支援の促進						

令和 6 年度市民体育大会の開催状況

種 目	期 日	対 象	会 場	参加者数			
				令和 5 年度		令和 6 年度	
				チーム	人数	チーム	人数
グラウンド・ゴルフ	6/16	小学 4 年生 ～一般	盛川河川敷公園	-	105		98
バドミントン (団体)	7/28	市内在住・ 在勤者	市民体育館	14	94	11	100
柔道	8/11	柔道 経験者	時習館	-	21		22
剣道	9/1	市内在住・ 在勤者	市民体育館	7	40	11	39
ソフトテニス	9/29	市内 在住者	市民テニスコート	-	98		94
軟式野球	10/6 ～10/27	市内在住・ 在勤者	市営球場	9	181	8	200
6 人制バレー ボール	10/6	市内チーム 推薦チーム	市民体育館	-	-	4	46
水泳	10/14	気仙地区 在住者	メイワエアロビクス	-	-		78
弓道	10/20	市内在学・ 在勤者	市民弓道場	-	41		42
ゲートボール	10/25	市内在住・ 在勤者	ジェイスタジアム	4	14	4	15
市民マラソン	11/3	市内在住・ 在学・在勤	盛川河川敷公園	駅伝 4 チーム	83		69
テニス	11/10	市内在住・ 在勤者	市民テニスコート	-	32		36
8 人制サッカー	11/24	気仙地区 在住・在勤	赤崎グラウンド	6	83	6	77
卓球	1/26	市内在住・ 在学・在勤	市民体育館	-	81		90
フットサル	2/15 ～2/16	気仙地区 在住・在勤	市民体育館	6	87	5	65
(15 種目)	合 計			50	1,058	49	1,071

基本方針 (3) 市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。 また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
認定指導者助成事業	通年	スタートコーチ（ジュニア・ユース）（旧：スポーツ少年団認定員）の資格取得者の増大を図るため、スタートコーチ（ジュニア・ユース）講習会の受講料を助成 延べ 14 人、42 千円助成
スポーツ少年団指導者研修会開催事業	2 月 9 日	スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催
スポーツ推進委員研修会派遣事業	通年	県内や東北地区で開催される各種研修会に、スポーツ推進委員を派遣
スポーツ施設整備事業	通年	・大船渡三陸 B & G 海洋センタープール解体工事 設計業務委託料 2,420 千円、工事請負費 23,100 千円 ・赤崎グラウンド誘導案内看板設置 委託料 636,900 円 ・市民体育館バスケットゴール修繕 委託料 358,600 円



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基準値	実 績	
			R05	R10	H30	R05	R06
市民	安全・快適なスポーツ環境を提供する	スポーツ指導者講習会の参加者数	35 人	40 人	30 人	25 人	24 人
		スポーツ施設利用の満足度※	21.0%	23.0%	19.0%	24.4%	24.0%

※ 市民意識調査で「スポーツ・レクリエーション施設が利用しやすいか」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合

総括及び今後の方向性	基本方針(2)と同様、本来の事業を予定どおり実施することができた。 厳しい財政状況の中、施設整備に係る予算が限られることから、維持管理手法の見直しを進める等しながら、安全・快適なスポーツ施設の整備に努める。 <課題> ・ 財政状況等を踏まえた上での、大船渡市スポーツ施設整備基本計画に基づいたスポーツ施設の長寿命化、機能向上等の推進
-------------------	--

第2号 令和7年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

令和7年度にスポーツ団体に交付しようとする補助金について、スポーツ基本法第35条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を求めます。

令和7年3月21日

大船渡市長 渕 上 清

令和7年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金一覧

補助金の名称	補助金額	交付先団体名等
(一財)大船渡市スポーツ協会運営事業補助金	15,740 千円	(一財)大船渡市スポーツ協会
高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会 岩手県大会事業補助金	250 千円	
大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金	600 千円	合宿補助申請団体

スポーツ基本法（抄）

（地方公共団体の補助）

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国においては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体においては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

第3号 令和7年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

基本方針 (1) 生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
スポーツ教室開催事業	通 年	様々な年代を対象に各種スポーツ教室を開催
スポーツ少年団活動支援事業		スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成等を実施
学校体育施設開放事業		市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放
全国大会等出場奨励事業		東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付
スポーツ功労者等顕彰事業		競技団体等の発展に貢献した方や優秀な成績を収めた選手を表彰
スポーツ協会加盟団体活動支援事業		加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進
選手強化助成事業		競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成
岩手県民体育大会選手派遣支援事業		県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進
市民体力測定会	10 月	市民を対象とした体力測定会を実施
ファミリーウォーキング	10 月	親子参加型のウォーキングイベントを実施

基本方針 (2) スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
市民体育大会	通年	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催
スポーツ推進委員設置運営事業		実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会や親子レク等に派遣
大船渡アスリート応援団事業		SNS等を通じて当市ゆかりのアスリートを応援・激励 公認アスリート所属チームによるスポーツ教室、パブリックビューイング等を開催
スポーツ合宿支援事業		スポーツ合宿の誘致・助成
大船渡ポートサイドバレーボール大会	9 月	バルセロナ五輪に出場した本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催
高齢者スポーツ交流大会	9 月	各地域の老人クラブ対抗による、ニュースポーツを通じた交流大会
スポーツ少年団交流大会	11 月	綱引き、大縄跳び等を実施
大船渡新春ロードレース大会	1 月	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会 ロードレース、駅伝を同日開催
地域公民館対抗卓球大会	2 月	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催
ニュースポーツ・フェスティバル	2 月	様々なニュースポーツの普及等を目的とした交流大会

基本方針 (3) 市民ニーズに応じた スポーツ環境の整備・ 充実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。 また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
認定指導者助成事業	未定	スタートコーチ（ジュニア・ユース）の資格取得者の増大を図るため、スタートコーチ（ジュニア・ユース）講習会の受講料を助成
スポーツ少年団指導者研修会開催事業		スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催
スポーツ推進委員研修会派遣事業	通年	県内や東北地区で開催される各種研修会に、スポーツ推進委員を派遣
スポーツ施設整備事業		主な整備 ・ 市民体育館 1 階廊下天井修繕 ・ 市民体育館 1 階可動間仕切り建具調整修繕 ・ 市民体育館 2 階トイレ改修工事 ・ 山村広場照明灯漏電設備修繕 ・ B & G 海洋センター浄化槽修繕 ・ B & G テニスコート分電盤補助継電器修繕

スポーツ基本法（抄）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

大船渡市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されている大船渡市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の大船渡市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。